

教組米沢

第13号

2020年 4月23日 発行

米沢市教職員組合

米沢市門東町2-3-27
米沢教育と文化の会館
TEL (0238) 23-1542
FAX (0238) 23-1560
https://yonezawa-tu.jp/
Mail : ytuandztu@lemon.plala.or.jp

安全・安心な学校を

子どものいのちと健康を最優先に

三月二日に突然始まった一斉休校は、まもなく二か月になろうとしています。現在、どのような状況になっているでしょうか。様々な動きをまとめました。

マスクや消毒液は？

マスクや消毒液の不足が深刻です。相変わらずネットでは高額な通販がはびこっています。

米沢市は市内の妊婦二百七十人にマスクを十枚ずつ配布し、また市内の縫製メーカーに依頼して、子どもと教職員に布マスクを配布するようになりました。また消毒液も確保し、市内の学校と

学童保育所に配布しています。また県も、社会福祉施設にマスクを配布するため、婦人服やニットメーカーにマスク製造を依頼しています。

PCR検査は？

PCR検査の抑制が問題になっています。国は、症状のない「濃厚接触者」については検査

全教共済の対応について

感染者が激増する東京都の状況により、全教本部及び全教共済事務局も、現在最低限の連絡要員を残して書記局を閉じています。各種共済の給付については、各県で受付を行います。給付までには時間がかかる見通しです。

ただし自動車保険の事故対応は、通常通り24時間対応のフリーダイヤルで受け付けます。

0120-119-110
(東京海上日動安心110番)

全国学テはどうなる？

全教本部は一斉休校後、文科省に全国学テの中止を求め交渉を行いました。文科省は三月十七日に四月実施の中止を発表しましたが、「今年度の実施について改めて検討」としており、「悉皆調査は必要」としています。学校再開後に何としても今年度中に実施する方針を変えていません。

しかし、福井県議会は全国学テについて「根本的見直し」を求める意見書を採択、高知県土佐町議会が「悉皆から抽出式」に改める意見書を採択するなど、学テ見直しの動きが全国で相次いでいます。

教職員を何だと思ってるのか？文科省の通知

文科省は四月十日、新型コロナによる学校の休業について、「児童生徒の学習指導について」とする通知を全国の都道府県教委に発出しました。

通知は、休業中であっても「学習の継続について可能な限りの措置をとること」として、「登校日の設定、家庭訪問、電話の活用」を挙げています。家庭訪問は密接な関係

をつくることになりましたが、その言及はありません。さらに、新しい教科書に基づく家庭学習を休業中に課す工夫をせよと、およそ現実的でないことを述べ、学校が再開したら、補充のために「教育課程に位置付けない補習」を土曜日などに実施せよ、としています。そしてさらに、「家庭学習

の成果」を「学校における学習評価に反映する」とまで言っています。家庭学習の状況を学校での成績にするというところで、これはもう教職員と子どもに対する「おどし」のようなものです。国が決めた教育課程は、休業があっても何が何でも絶対にやらせるぞという、文科省の決意です。どこまで教職員を手下のようにこき使ってしまうのでしょうか。



早く普通の学校に

類想類句

突然の一斉休校から、まもなく二か月。この間安倍首相が行ったことは、小さくてゴミや汚れの付いたマスク2枚の配布と、優雅に自宅であつらふ動画の配信、いつになるかわからない給付金の決定のほか、保障もなしに精神面だけ強調した外出自粛の呼びかけぐらいしかありません。

マスクもひどい。読売や産経の社説は、相変わらず政府の対応に無批判のまま、国民に自粛を呼びかけるだけです。テレビは、芸人のどうでもいいコメントばかり垂れ流し、どれだけ人が減ったか、逆にここは増えているなどと、不安と人々相互の不信をおおるばかりです。そんな中、山形新聞が「泥縄の対応」などと批判するなど、むしろ全国の地方紙が政府への批判を的確に続けています。

ドイツのメルケル首相の国民に向けた演説が大きな感動を呼びました。でも演説だけでは多くの人々の連帯感を生みません。根底には、ドイツのこれまでの政治と社会保障に対する、ドイツ国民の信頼と誇りがありました。日本が自分の国の政治を誇りに思える日は、いつ訪れるのでしょうか。

(書記長)

市教組のホームページができました

市教組のホームページが、20年ぶりに復活しました。最新のニュースのほか、母性保護や働く権利のまとめ、組合運動にかかわる資料などが掲載されています。

<https://yonezawa-tu.jp/>

(スマホでも見るができます)

連載「働き方の総点検」

① 勤務時間

変形労働時間制など、形だけの「働き方改革」が進められようとしています。これまでの組合の取り組みと交渉で確立してきた「働き方のルール」がたくさんあります。職場でこれらのルールがきちんと守られているか、総点検する連載をスタートします。

1 通常の場合の勤務時間

- 1 週間につき 3 8 時間 4 5 分
- ・ 1 日につき 7 時間 4 5 分
- 休憩時間 勤務時間の途中に 4 5 分間

2 勤務時間の割り振りの原則

- 勤務時間の割り振りは、校長が行う
- 休憩時間は、勤務時間の途中におく
- 休憩がとれなかった場合は、その日のうちに、勤務時間終了時刻に重ならないように確保する
- やむを得ない場合に限り休憩時間を分割する
- それでも休憩時間を確保できなかった場合、「実働 7 時間 4 5 分」でその日の勤務は終了する

3 勤務時間の割り振りで留意すること

- ① 休憩が取れない場合、「実働 7 時間 4 5 分」で退勤できることが校長から示されているか
- ② 日常的に休憩が取れないことを想定した勤務時間の割り振りとなっているか
(たとえば8時20分が勤務開始時刻なのに、帰りの会の終了が16時10分となっているのは、休憩が取れなかった日でも退勤できません)
- ③ 「実働 7 時間 4 5 分」を超えて会議等が設定

されていないか

(全員が休憩時間をとっていないければ、16時から職員会議はありえない。学年会なども同様)

4 勤務時間の割り振りの実際 (8:15~の場合)

① 休憩を一齐にとることを前提に休憩時間を定める

勤務時間 8時15分 ~ 16時45分
休憩時間 12時30分 ~ 13時15分

(※給食時間に重なるが一応こう定め、実際は給食指導をしたことで「休憩が取れなかった日」となり、ほぼ毎日、実働7時間45分後に退勤できる)

② 次のような勤務時間の割り振りはありえない

勤務時間 8時15分 ~ 16時45分
休憩時間 16時00分 ~ 16時45分

→ 休憩時間が勤務時間の終わりに連続してはならない

勤務時間 8時15分 ~ 16時45分
休憩時間 10時20分 ~ 10時35分 (中間休み)
13時15分 ~ 13時25分 (昼休み)
16時10分 ~ 16時30分 (放課後)

→ 最初から休憩時間を分割して割り振ってはならない

勤務時間 8時15分 ~ 16時45分
休憩時間「空き時間に取ってください」(校長)
→ 休憩時間は校長がその責任で割り振るものであり、職員が自分で取れ、というのは校長の職務を放棄している

★ 最も必要なことは、全員が交代で休憩時間をとれるよう、教職員を増やすことです！